

1 令和元年度から令和5年度までの税率改正について

平成30年度の運営協議会で決定した方向性に基づいて実施した、令和元年度から令和5年度までの税率改正について、次のとおりまとめました。

(1) 方向性

令和元年度から5年間で、県の示す標準保険税率(あま市収納率に置換え後)に向けて、段階的に税率等を改正する。

ア 保険税率

段階的に税率を改正し、一般会計繰入金(法定外)のうち、決算補てん等目的の額の解消・削減を図る。

イ 資産割の廃止

資産割税率を毎年度7%削減し、相当税額を所得割に振り替え、課税方式を所得割、均等割及び平等割の3方式とする。

ウ 課税割合

段階的に課税割合を所得係数(応能割1.2:応益割1)に配分変更する。

(2) 結果

ア 保険税率 ⇒ 未達成

被保険者の資格と課税の適正化や特定健診等の実施による医療費の削減に努めてまいりましたが、国民健康保険事業費納付金は増額となりました。

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響を受けた被保険者の実情を考慮すると、増額する国民健康保険事業費納付金に合わせて、方向性のとおり保険税率の改正を行うことは、負担が急増することから、一般会計から法定外の繰り入れを行い、負担の軽減に努め、保険税率の激変緩和を図りました。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算補てん額	150,746千円	64,560千円	37,224千円	84,343千円
税率改正による削減額	42,719千円	30,283千円	16,800千円	40,503千円

※資料：赤字削減・解消計画書

イ 資産割の廃止 ⇒ 達成

令和5年度に資産割を廃止し、課税方式を所得割、均等割及び平等割の3方式とした。

ウ 課税割合 ⇒ 達成

課税割合を所得係数(応能割1.2:応益割1)に配分変更した。

2 税率の推移

区 分		医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	計	標準保険税率 (あま市収納率に置換え後)
平成30年度	所得割	4.49%	1.72%	1.32%	7.53%	—
	資産割	23.00%	5.00%	7.00%	35.00%	—
	均等割	25,000円	7,300円	9,500円	41,800円	—
	平等割	19,500円	6,000円	5,800円	31,300円	—
令和元年度	所得割	4.98%	1.82%	1.41%	8.21%	11.04%
	資産割	18.40%	4.00%	5.60%	28.00%	—
	均等割	25,600円	7,600円	9,400円	42,600円	46,793円
	平等割	19,600円	6,000円	5,500円	31,100円	31,010円
令和2年度	所得割	5.32%	1.96%	1.58%	8.86%	10.87%
	資産割	13.80%	3.00%	4.20%	21.00%	—
	均等割	25,700円	8,100円	9,700円	43,500円	46,565円
	平等割	19,200円	6,100円	5,400円	30,700円	30,434円
令和3年度	所得割	5.57%	2.11%	1.78%	9.46%	11.81%
	資産割	9.20%	2.00%	2.80%	14.00%	—
	均等割	25,400円	8,600円	10,100円	44,100円	50,583円
	平等割	18,600円	6,300円	5,400円	30,300円	32,747円
令和4年度	所得割	5.80%	2.29%	2.17%	10.26%	11.52%
	資産割	4.60%	1.00%	1.40%	7.00%	—
	均等割	25,900円	9,400円	11,600円	46,900円	51,203円
	平等割	17,600円	6,400円	5,900円	29,900円	30,645円
令和5年度	所得割	6.35%	2.53%	2.31%	11.19%	11.97%
	資産割	廃止	廃止	廃止	廃止	—
	均等割	27,000円	10,200円	11,800円	49,000円	53,538円
	平等割	17,700円	6,600円	6,000円	30,300円	31,398円